



- ◆ NEXT STEP . . . 不動産流通近代化センター フォローアップ研修< 契約編 >
- ◆ お知らせ . . . ARE S 基礎セミナー 初心者のための「不動産証券化の基礎知識」 ほか

---

◆◇◆ 今日の視点 ◆◇◆

---

**★我が国初のヘルスケアリート誕生**

昨年 11 月 5 日に我が国初のヘルスケアリートである日本ヘルスケア投資法人が東京証券取引所に上場しました。J リート (REIT) とは、投信法という法律に基づいて設立された特別の法人(不動産投資法人: Real Estate Investment Trust)で現在 49 法人が上場しています。上場資格を活かして株式を広く機動的に発行し、社債発行や銀行借入を組み合わせで大量の民間資金を集め、優良な賃貸不動産を購入・長期保有し賃貸利益を投資家に広く分配します。政府の監督と税の優遇措置のある大手不動産賃貸業者というイメージがぴったりくるでしょう。

我が国の投資法人の投資対象、つまり取得する賃貸不動産のジャンルは、長らくオフィス、賃貸マンション、商業施設、物流施設などに限られてきましたが、今回のヘルスケアリートは、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅、病院などのいわゆるヘルスケア施設を専門に保有しようとするものです。ただし、保有するのは不動産部分だけであり、これを事業者(施設のオペレータや医療法人)に一括賃貸します。

日本ヘルスケア投資法人が投資家向けに作成した目論見書によれば、株式発行等によって調達した資金で取得を予定する施設は 14 の有料老人ホーム。新たに大家となる同投資法人から施設をマスターリースし、入居者に居住やサービスを提供する事業者(オペレータ)は全て上場企業。公募価格(投資法人株一株当たりの売出価格)は 15 万円でしたが、初値は 22 万円、現在も 26 万円程度で安定的に推移しているようです。J リート市場全体の上げ基調も手伝っていると思いますが、まずは高い評価を受けたといっていいいでしょう。

当機構でも今年 1 月に開催した不動産再生研究会で同法人からお話を伺いましたが(近く当機構HPにて公開予定。)、このように投資家から評価された理由として、①投資法人の運用会社が介護報酬の仕組みや賃借人であるオペレータの評価等に精通していること、②万が一あるオペレータが事業継続困難になった場合に他のオペレータがバックアップする仕組みがあること、③平均築年数が 6.5 年と新しいこと、④介護報酬全額に占める賃借

料の割合が平均 50.6%（仮に介護報酬基準引き下げがあっても賃料不払いにはつながりにくい。）、⑤株主に対して各オペレータから居室料割引、入居一時金割引などの優待制度があることなどです。入居者からの評価はこれからでしょうが、①大家である投資法人は国の監督に服する上場企業であり信用力が高いこと、②投資法人がオペレータから受け取る賃料は 20 年固定賃料となっていること、③投資法人が施設改修工事などを行うこと、④投資法人がオペレータの経営状況を第三者的にモニタリングすることなど、入居者にとっても安心感は高いと思われます。

また、このヘルスケアリートの上場は、通常の上場と異なり、我が国社会経済にとっても大きな意義を有していると思われます。ヘルスケアリートが民間資金を集めて取得しようとする高齢者向け住宅等のシニア向け施設は、高齢化が急速に進む我が国でその圧倒的な不足が指摘されている分野です。例えば昨年 3 月の厚生労働省の集計では、高齢化に伴い入居希望者が増えたこともあり、特別養護老人ホームの入居待機者は全国で約 52 万 2000 人に上り、5 年前の集計から 10 万人以上も増えたとのこと。

特養ホームは公共団体や社会福祉法人等が経営する低額かつ介護サービスの充実した施設ですが定員はなかなか増えず（無理に増やそうとすれば財政を圧迫してしまいます。）、また介護の必要がない又は介護度の低い高齢者にとっては逆に不自由を感じる部分も指摘されています。その他の高齢者向けの住まいとしては、有料老人ホーム（約 36 万室）、サービス付き高齢者向け住宅（約 17 万室）などがありますが、地域によっては入居一時金や家賃が高く手が出ないものが多いといった指摘もあります。一般に 75 歳ごろから介護サービスの提供を受けられる施設を探し始めると言われますが、現在団塊の世代の方々もあと 10 年経ったみたら近くに安心かつ手の届く価格帯の施設が極めて少ないという事態も想定されます。今のうちに手の届く価格で入居できるような良質な施設の大量供給を進める必要性は高く、政府においても、例えばサービス付き高齢者向け住宅について今後 10 年で 60 万戸供給する目標を掲げているところです。

そこで、デベロッパーや建設業者、介護事業者などの努力で、新規開発や既存物件の転用などを通じて高齢者向け住宅を積極的に供給していただく必要があるわけですが、それなりの先行資金調達が必要となります。特に、これからの入居者はそれまで住んでいた自宅と同じ生活圏で住み替えたいというニーズが高いとされ、土地などの確保も簡単ではありませんし、手の届く価格帯で多くの住居を提供するためには規模のメリットを追求する必要もあるでしょう（その意味でも UR や都道府県公社が所有する団地は注目されます。）。

これら高齢者向け住宅建設には各種補助制度などがあり、金融緩和で融資も受けやすい環境にあります。また、有利子負債の増加を懸念する事業者にとっては、他の投資家と組んで資金を調達する、いわゆる不動産証券化の手法も充実してきています。ただ、気をつけなければならないのは、自分たちで建設した高齢者向け住宅をいつまで保有し続けるのかということです。借入れを起こしてどんどん施設を作っていけば企業のバランスシート上の有利子負債が膨張し経営的にはリスクになります。不動産証券化手法を利用した

場合でも、自らの持ち出しやリスクは限定できますが、他の投資家は5年くらいで投資の精算を求めるのが通常です。このため、施設を建設し入居者を集め、ある程度軌道に乗った段階でこれを売却する、いわゆる「出口」戦略が重要になります。売却代金はその時の経済状況に左右されますから、できるだけ安定した買い手が多く存在する必要があります（例えば、都心の某高層ビルはリーマンショック前に1400億円であるファンドが購入しましたが、リーマンショック後500億円程度で売却されました。今ならもっと高く売却できたでしょう。）。

今回のヘルスケアリートの登場は、これから施設を建設しようとする、あるいはすでに保有している事業者にとって、物件の安定的な「出口」を提供する役割もあると思われます。そもそもヘルスケアリートは、オフィスリート、賃貸住宅リートなどと異なり、入居者の異動が少ないため賃料を上げにくいなどその内部成長には限界があります。このため、成長の源泉は外部成長、つまりより多くの施設を適正な価格で買い取ることで規模を大きくしていくことが基本となります。これは、施設を建設しようとする事業者からみれば、質が高く稼働率の高い施設を作れば最後はヘルスケアリートが適正価格で買ってくれる安心感につながります。その売却代金を新たな施設建設に振り向けることも十分可能になるでしょう。

このように入居者の満足にも配慮しつつ、マーケットメカニズムの活用を通じて民間資金を大量に投入しなければ、10年間で60万戸といった目標、「外車と満員電車（すごく高いか入居待ち）」と形容されるような現在の高齢者向け住宅不足の解消には応えられないと考えられます。3月中に第二号のヘルスケアリートが上場し、その後も続く予想されています。このイベントを契機として、質が高くアフォーダブルな高齢者向け住宅が増えていくことに期待したいですね。

---

◆◇◆ 行政の動き ◆◇◆

---

★☆☆《違法貸しルームの是正指導等の状況について》☆☆★

違法貸しルーム対策については、国及び地方公共団体に通報があったもの等について、特定行政庁において立入調査等を行い、建築基準法違反が判明したものについて、是正指導が行われているところですが、国土交通省は、今般、平成26年12月31日時点の状況を取りまとめて公表しました。

[http://www.mlit.go.jp/report/press/house05\\_hh\\_000528.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000528.html)

★☆☆《長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく長期優良住宅建築等計画の認定状況について（平成26年12月末時点）》★☆☆

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づく長期優良住宅建築等計画の認定制度については、平成21年6月4日より制度運用を開始しています。

国土交通省、この度、全国の所管行政庁の平成26年10月、11月、12月の認定状況について、調査した結果をとりまとめて公表しました。

[http://www.mlit.go.jp/report/press/house04\\_hh\\_000572.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_000572.html)

★☆☆《「ITを活用した重要事項説明等のあり方に係る検討会」の最終とりまとめについて》★☆☆

国土交通省では、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）に基づく重要事項説明及び契約等に際して義務付けられている書面公布におけるITの活用方策について、そのあり方や課題への対応策を検討する場として、平成26年4月に多方面の有識者や実務家からなる「ITを活用した重要事項説明等のあり方に係る検討会」を設置し、6回にわたり検討を進めてまいりました。

この度、検討結果について、以下のとおり取りまとめて公表しました。

[http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo16\\_hh\\_000119.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo16_hh_000119.html)

★☆☆《（お知らせ）エコポイントの活用による環境対応住宅普及促進事業（住宅エコポイント事業）の実施状況について（平成27年1月末時点）》★☆☆

国土交通省は、平成27年1月の同事業（住宅エコポイント及び復興支援・住宅エコポイント）の実施状況についてとりまとめて公表しました。

[http://www.mlit.go.jp/report/press/house04\\_hh\\_000576.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_000576.html)

★☆☆《省エネ住宅ポイント事務局の開設と交換商品等の募集開始について》★☆☆

国土交通省では、省エネ住宅ポイントについては、平成27年1月9日に制度の概要を公表するとともに、説明会を実施してきたところです。2月3日の補正予算成立に伴い、事務局を開設し、下記の通りホームページとコールセンターを設けた旨公表しました。また、取得したポイントと交換できる商品及び提供事業者等について、事務局にて募集を行うこととした旨、あわせて公表しました。

なお、省エネ住宅ポイント発行申請の受け付け開始は、平成27年3月10日を予定しています。申請書の様式や申請に必要な添付書類については申請受付開始日までに事務局のホームページに公表します。

詳細につきましては、以下のURLをご参照ください。

[http://www.mlit.go.jp/report/press/house04\\_hh\\_000577.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_000577.html)

★☆☆《空家等対策の推進に関する特別措置法の施行期日を定める政令について》★☆☆

国土交通省は、標記政令について、平成27年2月17日に閣議決定された旨公表しました。

閣議決定 平成27年2月17日（火）

公 布 平成27年2月20日（金）

施 行 平成27年2月26日（木）

詳細につきましては、以下のURLをご参照ください。

[http://www.mlit.go.jp/report/press/house03\\_hh\\_000096.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/house03_hh_000096.html)

★☆☆《歴史的風致維持向上計画の認定について》★☆☆

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史的まちづくり法）」第5条に基づき、京都府向日市、福島県国見町、奈良県奈良市から計画認定申請があったそれぞれの歴史的風致維持向上計画について、2月23日に主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）が認定を行いました。

詳細につきましては、以下のURLをご参照下さい。

[http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi10\\_hh\\_000184.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi10_hh_000184.html)

★☆☆《平成26年度不動産価格指数（住宅・商業用不動産）の整備に関する研究会（第2回）の開催について》★☆☆

国土交通省は、この度、「平成26年度不動産価格指数（住宅・商業用不動産）の整備に関する研究会（第2回）」を下記のとおり開催する旨公表しました。

○日時：平成27年3月4日（水）14時～16時

○場所：経済産業省別館1階 114会議室

詳細につきましては、以下のURLをご参照ください。

[http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo03\\_hh\\_000188.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo03_hh_000188.html)

★☆☆《空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針の決定について》★☆☆

国土交通省は、平成27年2月26日、「空家等対策の推進に関する特別措置法」（平成26年法律第127号）が一部施行され、同法第5条第1条に基づき、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針を国土交通大臣及び総務大臣が定めた旨公表しました。

[http://www.mlit.go.jp/report/press/house03\\_hh\\_000097.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/house03_hh_000097.html)

---

◆◇◆ マーケットの動き ◇◇◆

---

★☆☆《国土交通月例経済（平成27年1月号）》★☆☆

国土交通省では、「国土交通月例経済（平成27年1月号）」を公表しました。

[http://www.mlit.go.jp/report/press/joho03\\_hh\\_000065.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/joho03_hh_000065.html)

★☆☆《「不動産住宅価格指数」12月値の公表について》★☆☆

一般財団法人 日本不動産研究所は、2015年2月24日に「不動産住宅価格指数」12月値を公表いたしました。

不動産住宅価格指数のうち首都圏総合では84.10ポイント（前月比0.23%）で4ヶ月連続上昇、地域別では、東京が91.54ポイント（前月比0.60%）で4ヶ月連続上昇、神奈川県81.16ポイント（前月比-0.20%）、千葉65.42ポイント（前月比0.05%）で3ヶ月連続上昇、埼玉67.45ポイント（前月比-1.07%）でした。

<http://www.reinet.or.jp/pdf/fudoukenjutakuhyouka/data01-20150224.pdf>

★☆☆《不動産業業況等調査結果（平成27年1月）》★☆☆

一般財団法人土地総合研究所は、不動産業を営む企業を対象としたアンケート調査をもとに、平成27年1月1日現在の経営状況および3ヶ月後の経営の見通しについて、「住宅・宅地分譲業」「不動産流通業（住宅地）」「ビル賃貸業」の3業種毎に不動産業業況指数を算定して公表しました。

<http://www.lij.jp/search/gyoukyou/g27-01.pdf>

★☆☆《不動産経済研究所 マンション・建売市場動向》★☆☆

(株)不動産経済研究所は、標記の市場動向について、以下とおりに公表しました。

《全国マンション市場動向》－2014年のまとめ－

<http://www.fudousankeizai.co.jp/share/mansion/198/z2014.pdf>

《首都圏のマンション市場動向》－2015年1月度－

<http://www.fudousankeizai.co.jp/share/mansion/197/s201501.pdf>

《近畿圏のマンション市場動向》－2015年1月度－

<http://www.fudousankeizai.co.jp/share/mansion/196/k201501.pdf>

★☆☆《不動産市場動向マンスリーレポート平成27（2015）年1月》★☆☆

国土交通省は、標記の不動産市場動向マンスリーレポート平成27年1月分を公表しました。

<http://tochi.mlit.go.jp/generalpage/11013>

★☆☆《不動産価格指数（住宅）（平成26年11月分速報）》☆☆

国土交通省は、標記の不動産価格指数（住宅）（平成26年11月分速報）を公表しました。

[http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo03\\_hh\\_000190.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo03_hh_000190.html)

---

◆◇◆ 最近の判例から ◆◇◆

---

○完全駆除に至らなかった貸室の害虫に関し、貸主の駆除努力は認められたが、借主の解約には理由があるとした事例

ビルの貸室の建物賃貸借契約の解約に関し、賃貸人が、賃借人及び連帯保証人に解約予告金・解約負担金・原状回復費用等を求め（本訴請求）、これに対して、賃借人が、敷引後の敷金残額を返還することを求め（反訴請求1）、かつ、建物で発生した害虫の駆除を賃貸人が適切に行わなかったことが債務不履行に当たるとして損害賠償を求めた（反訴請求2）事案において、貸主の債務不履行を否定し、借主に解約負担金の支払義務はないとした事例（東京地裁 平25年12月25日判決 控訴 ウエストロー・ジャパン）

## 1 事案の概要

平成20年8月20日、不動産斡旋及び賃貸業等を目的とする会社X（本訴原告・反诉被告）と、デコレーションアーティストの養成等を目的とする会社Y1（本诉被告・反訴原告）は、繁華街に存するビルの一室（約8.5坪、以下「貸室」という。）を、次の約定で賃貸借契約（以下「契約」という。）し、同日、Y1の取締役Y2（本诉被告）は、Xに対してY1が負担する一切の債務を連帯して保証する旨を書面で約した。なお、Xは貸室においてネイルサロン等の営業をしていた。

① 期間：平成20年9月1日より2年間

② 賃料：月額15万7160円（税抜）、別途共益費月額3万3840円（税抜）

③ 敷金：141万4440円、契約終了時賃料1か月分償却

④ 契約は、書面による解約申入れのときから6か月の期間が経過したときに終了する。ただし、借主は解約予告金（以下「予告金」という。）として賃料の6か月分を貸主に支払うことにより即時に解約することができる。



⑤ 借主都合により契約を期間途中で解約するときは、契約期間の始期から1年以内の場合には賃料3か月分、1年超2年に満たない場合には賃料2か月分を解約負担金(以下「負担金」という。)として貸主に支払う。

⑥ 借主は、原状回復工事として、壁・天井・カーペット等の張替え、塗装部分の再塗装、破損損傷部分の修繕、エアコンの化学洗浄、クリーニング他を行う。

⑦ 電気・水道料金は、XがYに対して当月分を支払う。

平成22年8月31日、契約は、期間を平成24年8月31日までの2年間とし、その他の条件は同一のままとして合意更新された。

平成22年12月9日、Y1は、翌年23年1月31日までに貸室を明け渡す旨通知し、平成23年1月31日には貸室をXに明け渡した。なお、平成23年1月31日までの賃料・共益費又は賃料相当損害額は支払い済みである。

平成23年7月、Xは、Y1及びY2に対し、予告金(解約予告日翌日から支払済賃料を控除した70万9577円)、負担金(賃料3か月分47万1480円)、原状回復費用立替金(91万3500円)、1月分の電気料・水道代の合計額から償却後の返還敷金を控除した86万9235円の支払いを求め、東京簡裁に提訴した。(Y1は、本件はXの債務不履行に起因する紛争で、契約終了後の清算未了という事件ではないとして、地裁への移送の申立てを行い地裁審理事件となった。)

Y1の主張の要旨は次のとおりである。

① 平成21年1月頃、Y1は、貸室に「チョウバエ(以下「害虫」という。)」が頻繁に出ることに気付き、Xに害虫駆除を申し出たが、Xは真剣に駆除しようとせず、なんらの改善も見られなかった。

② Y1は、害虫駆除されれば営業したいと考え、Xに改めて駆除を申し出て、きちんとやる旨の回答を得たので契約を更新したが、その後も害虫は駆除されることなく、誠実な対応をしないXの態度から、Xとの信頼関係は維持できないと考え、契約を債務不履行解除した。

③ Y1は、Xが害虫駆除を引き受けたの信じて営業を続けたのであるから、XがY1に対しネイルサロンの営業に支障のないように害虫駆除の義務を負うことが契約の内容となっていたことは明らかである。なお、害虫の発生原因はY1にはなく、本件ビル自体にあり、害虫駆除義務はXが負うものである。

④ Y1は、Xの害虫駆除義務違反を理由として契約を債務不履行解除したのであるから、Y1らに予告金及び負担金の支払義務はない。

⑤ Xの主張する原状回復工事の費用は過大である。

## 2 判決の要旨

裁判所は次のように判示してXの請求を棄却した。

(1) Xは、Y1の使用収益に支障がないように、一定の限度で害虫駆除の義務を負い、完全

駆除を達成することが望ましいが、当該義務は不可能を強いるものではない。

(2) Xは、害虫駆除の専門業者に依頼して駆除を行わせ、賃貸人として必要かつ可能な対応を行っており、発生源の特定と除去に至らなかった結果をもって対応が不十分であるということもできない。そもそも害虫の発生源が本件建物自体の瑕疵であると認めるに足る証拠はない。

(3) 結果的に害虫の完全駆除に至らなかったものの、そのことをもって、賃貸人の債務不履行と認めることはできず、Y1による解約通知は、約定による解約申入れと解するのが相当で、Y1らは連帯して予告金の支払い義務があると認められる。

(4) Y1の解約は、やむなく申し入れたものと認められ、Y1の都合による中途解約とはいえず、負担金の発生原因に該当しない。

(5) 原状回復費用は、Y1らが提出した見積書（3種類）の客観性が高いと認められ、概ね平均額である50万円が相当である。

以上によれば、Xは、Y1に1万5745円を返還すべきで、他方、Xの債務不履行は認められないから、その余の点を判断するまでもなくY1の損害賠償請求は理由がない。

### 3 まとめ

本件は、貸室に発生した害虫に関し、貸主の駆除努力を認めて、完全駆除が望ましいが不可能を強いるものではないとして貸主の債務不履行を認めず、一方では、害虫により営業に支障が出た借主の解約には理由があると判示した極めて現実的な判決で、実務上の参考となる事例である。

害虫の日常的な発生が貸主の債務不履行に当たるとして損害賠償が命じられた事例（東京地判H24.6.26・RETI090-152）もあるので併せて参照願いたい。

（担当：中村）

※本事例は当機構機関誌RETI O最新号に掲載された16判例からの抜粋です。その他の判例についてはRETI O最新号でご覧いただけます。

---

◆◇◆ 相談・紛争事例等より ◆◇◆

---

アパートの管理をしている会社から、借主からの中途解約の申し入れがあった際の賃料の精算について問合せがありました。

契約書には、「解約予告」として、「乙（借主）が本契約を解約する場合は、甲（貸主）に対しその1か月前までに申入れをしなければならない。ただし、解約申入れの日から1か月分相当の金員の支払いをもって即日解約することができる。1か月に満たない期間の賃料は、1か月を30日として日割計算とした額とする。」などとする約定があり、借主は直ちに退去するようですが、この場合の日割り賃料の額について確認したいということでした。

お問合せのケースでは、借主は、解約の申入れを行った日の翌日から起算して（初日不参入：民法140条）1か月分に相当する賃料を支払って解約することになります。

例えば、2月10日に解約の申入れをした場合は、契約上、2月11日から起算して翌月の応当日（3月11日）の前日である3月10日に解約の期間が満了することになります（民法143条）。

#### （期間の起算）

**第140条** 日、週、月又は年によって期間を定めたときは、期間の初日は、算入しない。  
ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りではない。

#### （暦による期間の計算）

**第143条** 日、週、月又は年によって期間を定めたときは、その期間は、暦によって計算する。

2 週、月又は年によって期間を定めたときは、その期間は、最後の週、月又は年においてその起算日に応答する日の前日に満了する。ただし、月又は年によって期間を定めた場合において、最後の月に応答する日がないときは、その月の末日に満了する。

したがって、借主は、2月分の賃料のほかに、3月10日までの賃料（1か月分の賃料÷30×10）を支払って退去することになります（仮に、契約上「1か月を30日として」とする旨の約定がない場合には、3月は31日あるので、日割りの賃料は、「1か月分賃料÷31×10」となります）。

賃料の日割計算は、細かくて分かりにくい点多いのですが、額の多寡にかかわらずトラブルになってしまうこともあるので、特約内容等を十分に確認して対応することが必要です。

（担当：金子）

---

◆◇◆ NEXT STEP ◇◇◆

---

★☆☆《不動産流通近代化センター フォローアップ研修〈契約編〉》☆☆★

公益財団法人不動産流通近代化センターは、標記フォローアップ研修を、以下の概要で開催致します。

日時 平成27年3月4日（水）13時30分～16：45分

会場：全水道会館 大会議室（4階）

東京都文京区本郷1-4-1

受講料 8,200円（税込）

講師 井口 寛二氏

申込等の詳細につきましては、以下のURLをご参照ください。

<http://www.kindaiika.jp/koshu/follow>

---

◆◇◆ お知らせ ◇◇◆

---

★☆☆《ARES 基礎セミナー 初心者のための「不動産証券化の基礎知識」》☆☆★

一般社団法人不動産証券化協会（ARES）は、以下の概要にて標記のセミナーを開催致します。

日時 2015年3月17日（火）14：00～17：30

会場 全社協・灘尾ホール

東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビルロビー階

講師 公立大学法人宮城大学

事業構想学部 教授

キャリア開発センター長

田邊 信之氏

参加費 無料

募集人員 300名（先着順）

申込方法等の詳細につきましては、以下のURLをご参照ください。

<https://www.ares.or.jp/seminar/user/summary/110>

★☆☆《JAREFE/ARES 不動産投資インデックスセミナー2015》☆☆★

一般社団法人不動産証券化協会（ARES）は、日本不動産金融工学学会（JAREFE）と共同主催にて、標記の概要のセミナーを開催致します。

日時 2015年3月5日（木）14:00～17:30

会場 海運クラブ 2Fホール

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-4 海運ビル

定員 300名

参加費 無料

申込等の詳細については、以下のURLをご参照ください。

<http://www.ares.or.jp/works/seminar/jpindex2015.html>

\*\*\*\*\*

発行 一般財団法人不動産適正取引推進機構

TEL 03-3435-8111

FAX 03-3435-7576

<http://www.retio.or.jp>

※このメールマガジンの掲載内容は転載フリーです。

\*\*\*\*\*